

自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に係るQ & Aについて

【学級概要等について】

Q.自閉症・情緒障害特別支援学級(以下「情緒固定学級」という。)はどのような学級ですか。

A.全般的な知的発達の遅れは無いが、自閉症や情緒障害(選択性かん黙等)により、通常の学級における指導では成果をあげることが難しく、日常的に少人数での指導を必要とする児童のための学級です。

1 学級当たり 8 人以内の小集団の中で、「情緒面での安定」や「コミュニケーション能力の育成や向上」等を目的とした指導を実施します。

Q.特別支援教室とはどのように違うのですか。

A.「特別支援教室」では、在籍校の通常の学級に在籍し、概ね週1～2 回程度発達障害等による学習上又は生活上の困難さ等を改善するための指導を受けます。

「情緒固定学級」では、特別支援学級(固定制)に在籍し、日常的に1 学級 8 名以内の小集団の中で指導を受けます。「情緒固定学級」は特別支援学級(固定制)に当たるため、現在の在籍校から情緒固定学級設置予定校への転学が必要となります。

Q.いつ、どこに設置を予定していますか。定員は何名となりますか。

A.令和 9 年 4 月に東大和市立第二小学校(東大和市南街 3-61-2)に設置を予定しています。設置初年度は 3 学級(24 名まで)を予定しています。

Q.情緒固定学級はどのような教室環境になる予定ですか。

A. 児童たちが学ぶ教室については、東大和市立第二小学校の新校舎の 1 階を予定しています。既存の教室内に固定式の間仕切り壁を設置し、少人数教室を設けます。クールダウンスペースとして、教室内にカーテンレールを使用したエスケープゾーンの設置を予定しています。

また、パーテーション等の備品を購入し、「情緒固定学級」の対象となる児童たちが、円滑に学校生活を過ごせるような教室環境の整備に努めます。

Q.申込人数が定員を超えた場合、入級は出来なくなりますか。

A.就学支援委員会就学判定会議において、「情緒固定学級」への就学が適当であるとの所見が出た児童については、極力、全員が入級できるように努めます。

ただし、想定を大幅に超える申込者数により設置初年度に適切な学習環境の確保が難しい場合等においては、在籍校等での適応状況等により、入級の時期を調整させていただく可能性があります。

【入級基準等について】

Q.どのような児童が対象になりますか。

A. 次に掲げる(1)～(3)の全てまたは(4)を満たす児童を対象とします。

(1)知的発達の遅れがなく、自閉症または情緒障害(選択性かん黙等)の医師の診断がある児童

(2)特性に応じた支援の実施により、通常の学級における教育課程に基づいた各教科等の学習が可能な児童

(3)合理的配慮等の支援があっても、日常的に通常の学級での学校生活が困難な児童

(4)その他、東大和市教育委員会が「情緒固定学級」への入級が適当であると判断した児童

Q.「知的発達の遅れがなく」における具体的な基準はありますか。

A. 知能検査(WISC 等)における所見欄等の発達について、実年齢と同水準(年齢相当)である旨の記載があるかご確認ください。ただし、就学支援委員会就学判定会議においては知能検査の数値のみで判断するのではなく、医師の診断や在籍校等での状態、行動観察の様子等から総合的に判断を行います。

Q.情緒障害とはどのような状態のことですか。

A. 周囲の環境から受けるストレスにより状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできない状態が継続し、学校や社会生活に適応ができなくなる状態(選択性かん黙等)になります。

Q.学習障害(LD)や注意欠如・多動症(ADHD)の児童は対象となりますか。

A.「情緒固定学級」については、自閉症者と情緒障害者を対象とした学級になります。医師の診断書において、主たる障害が自閉症又は情緒障害の場合は対象になりますが、診断名が「学習障害(LD)」または「注意欠如・多動症(ADHD)」のみの場合は、対象外となります。

Q.不登校の児童は対象となりますか。

A. 自閉症又は選択性かん黙等による困難さが要因である不登校については、「情緒固定学級」の対象となり得ます。ただし、一定程度の登校実績がなく、児童の実態が適切に把握することが出来ないこと等により、「情緒固定学級」での支援では無く、登校支援や生活支援の状況であると判断された場合、入級の対象外となる場合があります。

また、「情緒固定学級」の設置後は、不登校(傾向)方は、「情緒固定学級」に複数回体験に参加するなどし、継続して学校へ通える見通しが持てる児童の方が対象になります。

Q.診断書がない児童も対象となりますか。

A. 原則として医師の診断書がある児童を対象としますが、服薬調整を行っているにも関わらず障害特性等により、常時、小集団での指導を必要とするケース等は対象となり得ると考えます。

Q.多動や他害行為がある場合は対象となりますか。

A.「情緒固定学級」はどの児童も安心・安全に学べる学習環境が整った学級を予定しているため、多動や他害行為がある場合は、医療機関との連携(服薬、療育、カウンセリング等)を行っていることを前提とします。また、対象児童の状態により、「情緒固定学級」を学びの場とすることが適当でないと判断された場合は、対象外となります。

Q.「その他、東大和市教育委員会が入級が適当であると判断した児童」とは具体的にはどのような児童を想定していますか。

A. 就学支援委員会就学判定会議において、「情緒固定学級」への就学が適当との所見が出ている児童が対象となります。具体的には、医師の診断は無いが、自閉症または情緒障害(選択性かん黙)等の傾向があり、日常的に、小集団での指導を必要とする児童を想定しています。

Q.転学の対象となる対象の学年について教えてください。

A. 対象となる児童にとって、適切な学びの場における早期支援の実施が重要であると考えため、小学校全学年の児童が対象になります。

【就学(転学)相談等について】

Q.就学相談について教えてください。

A.児童・生徒の進学や転学にあたり、教育委員会が保護者の方への聞き取りや必要に応じて心理検査を実施し、就学支援委員会就学判定会議の審議等の過程を通して、お子様に合った就学先を決定していくためのしくみです。
一般的な教育相談とは異なり、就学相談をするためには市教育委員会へ申込が必要となります。

Q.就学支援委員会とはどのような立場の人が何を行うものか教えてください。

A. 教育委員会が、児童・生徒の就学先の決定に当たって、「教育学」、「医学」、「心理学」など、“就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞く場”として設置している機関です。
就学支援委員会判定会議において、「児童・生徒の行動観察」、「保護者の面接」、「専門医の診察」を行い、心理検査の内容等を考慮のうえ、発達段階の特性を踏まえた十分な教育が受けられる就学先について審議します。

Q.就学(転学)を希望する場合の流れについて教えてください。

A.「情緒固定学級」へ転学を希望する方は、就学相談にお申込みいただき、就学支援委員会就学判定会議を実施の上、「情緒固定学級」への転学が適当との結果(所見)が出た場合に対象となります。

お子様の状況により、審議の結果、「情緒固定学級」ではなく、他の学びの場への転学が適当であるとの所見が出る場合もあります。

Q.就学(転学)に係る会議はどのように審議を行いますか。

A.事前に準備した書類一式(在籍校等作成資料、保護者への聞き取り資料、心理検査結果(※)、医療情報(※))を収集し、「行動観察」、「医師による診察」、「保護者面談」を就学判定会議の当日に実施し、教育学・医学・心理学等の観点から就学の場について総合的に審議をします。

※医療機関等へ通院しており、心理検査結果及び医療情報を取得している方は提出が必要となります。

Q.診断書の様式はありますか。

A.医師の診断書は児童氏名、診断名(主たる障害が自閉症や情緒障害(選択性かん黙等)であること)、作成年月日、医療機関名、主治医氏名、服薬がある場合は服薬内容について記載があれば、様式は問いません。

東大和市公式ホームページにおける「就学相談」のページに参考様式を掲載していますので、必要に応じて、そちらをご使用ください。

Q.知能検査の様式はありますか。有効期間はありますか。

A. WISC-V等の検査結果であり、検査数値について確認ができれば様式は問いません。有効期間は、原則として1年半以内となります。

Q.入級の時期はいつになりますか。年度途中の転学はできますか。

A. 就学判定会議の申込の翌年度の4月1日です。

「情緒固定学級」の対象となる児童にとって、年度途中で学びの場や環境を変えることは、特性上適さないと考えますので、年度当初を入級の時期と定めています。

Q.転学を検討する前に教室の見学や体験をすることはできますか。

A. 教室環境を整備するための改修工事について、一定期間実施をする予定のため、事前見学や体験を実施することは出来ません。

工事の実施状況等については、適宜、東大和市公式ホームページ等で周知するとともに、改修工事終了後に入級予定の保護者等を対象として、教室環境の見学日を設けることを予定しています。

Q.入級後に通常の学級への転学することや特別支援教室を利用することはできますか。

A.「情緒固定学級」の入級後に通常の学級への転学または特別支援教室の利用を希望する場合は、設置予定校と適応状況や今後の見通しについてご相談いただき、転学を希望する場合、就学相談へお申込みください。

就学判定会議における審議の結果、「通常の学級への転学」または「特別支援教室の利用が適当である」との所見が出た場合、原則として、就学判定会議の次年度からの転学または特別支援教室の利用となります。

なお、通常の学級へ転学する場合、原則として、通学区域の指定校の通常の学級への転学となります。

【学習内容等について】

Q.どのような学習を行いますか。「情緒固定学級」ならではの学習はありますか。

A.「情緒固定学級」は通常の学級に準じた教育課程であるため、原則として、通常の学級と同様の教科書を使用して学年相応の授業を行います。「情緒固定学級」ならではの学習として、障害特性等に応じた「自立活動」の授業を実施します。

Q.自立活動とはどのような学習ですか。

A. 障害による学習上又は生活上の困難を改善、克服し、将来的な社会参加に向けた指導を実施します。体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法や自分の気持ちの表現方法等について学習します。

Q.異なる学年が同じクラスに在籍する場合、授業はどのように行いますか。

A. 在籍する児童数によっては、異なる学年の児童が同じクラスに在籍し授業を受ける複式指導を実施する可能性があります。

そのような場合においても、在籍学級の担任及びその他の教員の指導の工夫や環境調整の実施等により、「情緒固定学級」で学ぶ児童たちにとって、適切な指導方法の実施に努めます。

Q.行事や校外学習は実施しますか。

A. 行事や校外学習は、自閉症・情緒障害特別支援学級において実施することを予定しています。また、通常の学級との交流学习は、在籍する児童ひとりひとりの学校への適応状況等を考慮し相談しながら、交流学习を実施していくことを予定しています。

Q.評価はどのようにして行われますか。

A. 通常の学級と同等程度の評価を行う科目があるほか、個別指導計画や児童ごとの習熟度に応じて、評価を行う予定です。

Q.教職員は何人配置されますか。

A.東京都の教員配置の基準では、学級数+1名の教員が配置される予定となります。

【通学等について】

Q.現在の在籍校から通うことはできますか。

A.「情緒固定学級」では特別支援学級(固定学級)に在籍することになるため、現在の在籍校から通うことはできません。設置予定校への転学が必要になります。

Q.登下校時の送迎は必要となりますか。

一人で通学できるようになった場合においても、送迎は必要となりますか。

A. お住まいのご住所が第二小学校の学区外から通学される場合、通学時の安全性等を考慮し、自力通学に慣れるまでは原則として保護者の方等による送迎で登下校について行っただく予定です。自閉症・情緒障害特別支援学級での生活に慣れ、通学の際の安全面について、問題ないことが確認できるようになった際の通学方法は、第二小学校にご相談ください。

Q.通学に係る交通費の補助はありますか。

A. 公共交通機関を利用する場合の通学費(対象児童の実費相当分)については、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります。その他、学用品費等についても特別支援教育就学奨励費が認定された場合、支給対象となります。入学後、申請に係る書類について設置予定校から配布されますので、そちらからご申請ください。

【その他】

Q.学級名は決まっていますか。

A. 現時点では決まっていません。教育委員会と設置予定校等で検討を行っていく予定です。

Q.卒業後はどのような進路になりますか。

A.ひとりひとりの障害の状態や特性、「情緒固定学級」での適応状況等を踏まえ、進学先の希望に応じて中学校への進学に係る就学相談を行うことを想定しています。